

政府調達の自主的措置に関するご意見・ご要望への回答

● 応札期間が短い案件もあり、準備が間に合わない状況もある。もう少し時間的な余裕が取れるようにしていただきたい。

(政府回答)

政府調達協定等の規定により10万SDR(平成18年4月1日から平成20年3月31日まで1,600万円)以上の調達額と見込まれる物品等の一般競争による調達案件については、入札公告(公示)の日から起算して入札書が受領される期間(応札期間)は、原則として40日以上とされています。

さらに自主的措置として、特別の事情がない限りこの応札期間を50日以上とすることとなっています。

ご指摘のような事例等、応札期間について疑問またはご不明な点がございましたら、各窓口までお気軽にお問い合わせ下さい。

● 特定のメーカーに優位と思われる仕様となることが有った。公平性・公正性の観点から厳格にチェックし、是正することを願いたい。

(政府回答)

調達機関は、政府調達協定により、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすような技術仕様を作成してはならないとされています。また、我が国として調達分野ごとに定めているアクション・プログラムでも、公平な方法で仕様を作成することなどが、決められています。

仕様書の内容がこれらの規定に違反していると供給者が判断する場合には、苦情を申し立てることができます。

なお、供給者が、政府調達協定等の違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが推奨されています。

その他、苦情を申し立てるための条件や手続等、政府調達苦情処理についてご不明な点がございましたら、内閣府政府調達苦情処理対策室(TEL03-3581-0262)までお気軽にお問い合わせ下さい。

● 「情報システムに係る政府調達事例データベース」は公表されている情報が未だ少ないため、公表情報の拡充などの改善を望みます。

(政府回答)

各省庁等は、平成16年4月から、「情報システムに係る政府調達事例データベース」により調達事例の公表を行っています。

同データベースによる公表内容は、官報公示の情報に加えて、予定価格や競争入札の入札

者名及び入札価格、総合評価落札方式の技術点などを追加し、公表内容の拡充を図っているところ です。

同データベースには、平成17年12月時点で、約1,300件の調達事例が登録されていますが、今後においても、同データベースの活用を促進している情報システムに係る政府調達府省連絡会議(事務局:総務省、財務省、経済産業省)の場を通じて、調達事例の登録を推進していきます。

●「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」に関して、内容としては適当であると思うが、実態としてこれらの事項が適正に実施されていないようにも感じる。各省庁等におけるより厳正な実施をお願いしたい。

(政府回答)

「情報システムに係る政府調達制度の見直し」(平成14年3月(同年4月、平成15年3月、平成16年3月改定)情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)の取組事項については、その実効性を確保するため、毎年、各省庁等における取組状況のフォローアップ調査を行っています。

その結果については、一般に公表するとともに、この取組を推進している情報システムに係る政府調達府省連絡会議(事務局:総務省、財務省、経済産業省)の場を通じて各省庁等間で共有しています。

今後においても引き続き、このような措置を通じて、各省庁等における厳正な実施を推進していきます。

●情報システム調達の加算方式による総合評価落札方式では、技術点と価格点が1:1の配分で評価されていますが、技術点の配分をもっと高くした方がより適正な評価ができるのではないのでしょうか。

(政府回答)

政府においては、質の高い情報システムを一層適正に調達する観点から、情報システムに係る政府調達を行う際の総合評価落札方式として、平成14年8月1日以降に入札公告又は入札公示を行う調達案件について加算方式を適用することができるようにいたしました。加算方式を適用することにより、価格の大小にかかわらず、全体の評価における技術点の重みは変わらないため、極端な安値落札の抑止につながるものと認識しております。

総合評価落札方式における加算方式は、平成14年度から平成16年度までに119件の調達案件において適用されておりますが、今後の適用状況等を踏まえ、必要に応じ、よりよい評価のあり方について検討していきたいと考えております。

●情報システムの調達において、官民の責任分担を明確にするために、損害賠償の範囲を明確に設定した契約書を使用することを要望します。

(政府回答)

政府においては、適当と認められる場合には、損害賠償の範囲に限度を設定するなど損害賠償責任の明確化を図ることとしており、平成16年度は5府省13案件において導入しております。今後においても、各調達機関がどの程度官民の責任分担を明確にした契約書を使用しているかなどについてのフォローアップ調査等を実施し、官民の責任分担を明確化するための取組みを促進していきます。

なお、損害賠償責任の具体的範囲については、サービスの内容ごとに、その情報システムが正常に機能しない状況が発生した場合に想定される損害の程度や国民生活に与える影響等を踏まえて特定されるべきであり、一律に定めるのは困難ですので、各調達機関が各調達案件毎に判断することとしています。

●「政府向けソフトウェアの開発事業の知的財産帰属を受託者・請負者とする法制化」の早期実施を要望します。

(政府回答)

御要望の内容は知的財産戦略本部の策定した知的財産推進計画においても指摘されているところであり、現在、関連法案の国会への提出を検討しているところです。

●苦情処理制度の活用に関して、異議申立てを行ったことに対するデメリットを懸念してしまいます。また、異議申立てによって得られる効果やその公平性にも疑問を感じてしまいます。

(政府回答)

政府調達苦情処理体制は、内閣官房長官を本部長とする政府調達苦情処理推進本部(以下「本部」と)実際の苦情の受付・検討を行う政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」)の2つの組織が中心となっています。

委員会は、本部長が指名する有識者で構成されており、本部の定める苦情の処理手続に従い、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行っています。また、申立てられた苦情に関して利害関係を有する委員は、当該苦情の検討に参加することができないことになっています。

苦情申立てが委員会において受理された場合、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」(委員会委員長決定)の規程により官報等において公示されますが、公示にあたっては、苦情申立人の氏名について匿名とすることも可能です。

委員会は、受理をした苦情についてWTO政府調達協定等に定める措置が実施されていないと認める場合は、新たに調達手続きを行うといった是正策を提案します。調達機関は原則として苦情に関する委員会の提案に従うことになっています。